

(公印・契印省略)

統計委第13号
令和3年7月30日

総務大臣
武田良太殿

統計委員会委員長
北村行伸

諮問第151号の答申 農業経営統計調査の変更について

本委員会は、諮問第151号による農業経営統計調査（令和4年1月以降に実施する調査）の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和3年4月8日付け3統計第18号により農林水産大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「農業経営統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2) 理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

ア 報告を求める事項及び集計事項の変更

(ア) 調査の重点化（ロングフォーム・ショートフォーム方式の導入）

本申請では、「営農類型別経営統計に係る調査」（以下「経営統計調査」という。）のうち個人経営体用調査票について、これまで、全ての報告者に対して、報告を求める事項（以下「調査事項」という。）の全てについて回答を求めていたことを変更し、個人経営体を対象にする調査事項を「基本項目」と「詳細項目」に区分した上で、「主業経営体」^(註)及び「準主業経営体」^(註)に該当する報告者に対しては、全ての調査事項の回答を求める調査票（以下「ロングフォーム」という。）を用い、「副業的経営体」^(註)に該当する報告者に対しては、「基本項目」のみ回答を求める調査票（以下「ショートフォーム」という。）を用いる計画である。

(注) 個人経営体の区分

区分に用いる指標		経営体の所得全体に占める農業所得の比率	
		50%以上	50%未満
自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員	いる	主業経営体	準主業経営体
	いない	副業的経営体	

このうち、調査票をロングフォームとショートフォームの2種類に分け、その配り分けを行うことについては、調査目的を継続的に達成しつつ、調査の重点化を図り、副業的経営体に該当する報告者の負担を大幅に軽減しようとするものであること、また、本調査に係る諮問第116号の答申（平成30年11月22日。以下「前回答申」という。）において指摘された「今後の課題」のうち、「調査票の構成及び調査事項の更なる見直しの検討」への対応でもあることから、おおむね適当である。

ただし、副業的経営体の中においても、農産物の販売金額が1,000万円を超えるなど、経営規模が大きく日本農業の中核を担う経営体が少なからず存在しており、また、そのような経営体は、おおむね所得税青色申告決算書（農業所得用）（以下「青色申告」という。）による帳簿管理など、適切な経営管理を行っていることを踏まえると、副業的経営体を全てショートフォームの対象とすることは、調査の過度の簡素化になりかねない懸念もある。また、詳細項目の記入事項は青色申告に基づくものも多いことから、青色申告を実施していれば報告にかかる負担も抑制される。については、ロングフォームにより詳細な報告を求める経営体の範囲については、当初案の主業経営体及び準主業経営体に加え、青色申告を行う副業的経営体も対象とすることが適当であることを指摘する。（図表1を参照）

図表1 ロングフォームの対象範囲



※ 赤枠内がロングフォームの対象範囲

(イ) 調査事項及び集計事項の見直し

本申請では、前記（ア）に記載した調査票の構成の変更のほか、経営統計調査及び「農畜産物の生産費統計に係る調査」（以下「生産費調査」という。）の調査事項の一部について、別紙のとおり変更する計画である。

これについては、利活用ニーズ及び報告者負担の軽減を踏まえたものであるとともに、

前回答申において指摘された「今後の課題」のうち、「調査票の構成及び調査事項の更なる見直しの検討」への対応でもあることから、適当である。

(ウ) プレプリントの実施

- a 本申請では、調査事項の一部について、プレプリント（前回の回答内容をあらかじめ調査票に印字し、その修正を求めることで、報告者負担の軽減に資する手法）を行う計画である。

これについては、本調査が、農林業センサスの母集団情報の更新の都度、報告者を選定し、基本的に5年間継続して同一の報告者に対して報告を求めていることを踏まえ、標本選定の2年目以降において行うものであり、報告者負担の軽減の観点から、適当である。

- b また、畜産物に係る生産費調査について、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）に基づいて農林水産省が保有している「牛個体識別台帳」（トレーサビリティデータ）のうち、**図表2**の情報について、報告者の了解が得られる範囲で、調査票にプレプリントする計画である。

これについては、行政記録情報の活用による報告者負担の軽減に資するものであることから、適当である。

図表2 トレーサビリティデータを活用してプレプリントを行う調査事項

調査票	調査事項
牛乳生産費調査票	搾乳牛等の所有状況
子牛生産費調査票	子牛の取引状況
育成牛・肥育牛生産費調査票	育成牛・肥育牛の取引状況

イ 報告者数及び報告者の選定方法の変更

本申請では、経営統計調査及び生産費調査の双方について、**図表3**のとおり、報告者数を変更する計画である。

図表3 報告者数の変更

区分	現行計画	変更案	増減
調査全体 ①＝②＋⑤	8,500	8,358	△142
経営統計調査 ②＝③＋④	4,533	4,526	△7
個人経営体 ③	3,561	3,665	104
法人経営体 ④	972	861	△111
生産費調査 ⑤＝⑥＋⑦	3,967	3,832	△135
個別経営体 ⑥	3,692	3,385	△307
組織法人経営体 ⑦	275	447	172

これについては、①前回答申において指摘された「今後の課題」のうち、「標本設計の必要な見直しの検討」を踏まえ、見直した標本設計により実施した調査結果を検証し、必要とされる精度がおおむね確保されており、現時点で大幅な見直しを必要とする状況にはないことを確認した上で、②農林業センサスによる母集団情報が更新されることを適用したもので

あることから、おおむね適当である。

ただし、本調査は、農林業センサスの母集団情報の更新の都度、報告者を選定し、基本的に5年間継続して同一の報告者に対して報告を求めているが、個人経営体（主業経営体、準主業経営体及び副業的経営体）、法人経営体といった経営体の区分が、調査の途中において変更となる場合でも、可能な限り、同一報告者への調査を継続する運用がなされるよう求める旨を付言する。

ウ 公表期日の変更

本申請では、**図表4**のとおり、経営統計調査及び生産費調査の一部について、概要（速報に相当）の公表時期を繰り下げる計画である（確報に相当する「詳細」については、変更なし）。

図表4 公表期日の変更

区分		概要（速報に相当）	詳細（確報に相当）
経営統計調査		調査実施の翌年10月 ↓ 【変更案】調査実施の翌年12月	調査実施の翌々年3月 (変更なし)
生産費調査	てんさい	調査実施の翌年7月 ↓ 【変更案】調査実施の翌年8月	
	畜産物	調査実施の翌年10月 ↓ 【変更案】調査実施の翌年12月	

これについては、記入済調査票の審査・入力・集計に係る業務の所要日数を精査し、精度を確保した統計を安定的に公表するためのスケジュールを再検討した結果であり、やむを得ないものとする。

なお、本調査の結果については、国民経済計算の推計にも利用されていることを踏まえ、柔軟な情報提供について検討を要する旨を付言する。

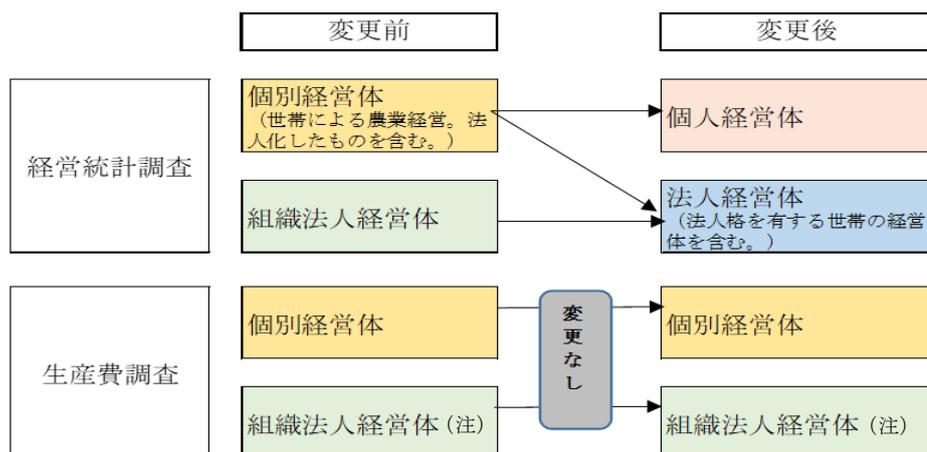
2 前回答申における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、前回答申において、①生産費調査の調査対象区分の検討、②標本設計の必要な見直しの検討、③調査結果の推計方法の妥当性の検証・検討、④調査票の構成及び調査事項の更なる見直しの検討及び⑤オンライン回答の推進について検討することが指摘されている。

(1) 生産費調査の調査対象区分の検討

この課題は、前回の諮問審議に係る変更において、経営統計調査については、調査対象区分を「個人経営体」と「法人経営体」に再編した一方で、生産費調査については見直しを行わず、引き続き「個別経営体」と「組織法人経営体」のままとしたこと（**図表5**を参照）を踏まえ、生産費調査の調査対象区分を経営統計調査に合わせる必要はないか検討することを趣旨とするものである。

図表5 調査対象区分の変更状況（前回の諮問審議の際の変更）



(注) 組織法人経営体に対する生産費調査は、米、小麦及び大豆のみが調査されている。

この課題について、農林水産省は、生産費調査の結果が、交付金の単価の算定基礎として用いられており、わずかな単価の変化が大きな財政支出の変化に直結することを踏まえ、精度の高い結果が求められるとともに、その継続性も重視されていることから、生産費調査の区分変更は行わないこととしている。

これについては、経営統計調査と生産費調査が、それぞれ農業経営統計調査の一部を構成するものであるとしても、利活用が大きく異なるものであり、それぞれの目的に応じた適切な区分で調査を行うことが必要であることから、課題への対応は、適当である。

(2) 標本設計の必要な見直しの検討

これについては、前記1(2)イに記載のとおりである。

(3) 調査結果の推計方法の妥当性の検証・検討

この課題は、従前から行っている個人経営体、法人経営体別の集計に加え、新たに農業経営体全体の推計を行うに当たり、個人経営体の減少、法人経営体の増加という構造変化が進行する中、適切な推計方法となっているか、また、農林業センサスのベンチマーク更新時に断層が生じないかについて検証・検討を行うことを趣旨とするものである。

これについては、今回の母集団変更後の結果の公表後でなければ検証できないことから、引き続き課題とすることとしたい。

(4) 調査票の構成及び調査事項の更なる見直しの検討

これについては、前記1(2)アに記載のとおりである。

(5) オンライン回答の推進の検討

ア この課題は、本調査のオンライン回答率が1%にも満たない状況で推移していたことを踏まえ、報告者が回答しやすい電子調査票への見直しや、オンライン回答を促進するための情報提供など、オンライン回答率の向上方策について検討することを趣旨とするものである。

イ これについて、農林水産省は、

- ① データを活用した農業を行っていない経営体が8割を超えていること、
- ② 経営を行うに当たってパソコンの利用自体が進んでいないこと、
- ③ 5年間継続して調査協力を求める中であって、新たにオンラインでの回答を求めることに対する忌避感が小さくないこと

などの現状を踏まえ、オンライン回答率の向上に向けた電子調査票の改善に加え、例えば、税務申告ファイルを基に調査項目を自動入力できる技術の開発など、報告者の回答負担そのものを軽減するスマート農業技術（デジタルトランスフォーメーション）を活用した新たな調査手法の研究・開発について取り組んでいくこととしている。

ウ 国の統計調査において、オンライン回答が推進されている趣旨は、オンラインによる回答を可とすることで、回答方法の多様性を確保し、報告者負担の軽減や調査の効率化を図り、ひいては、調査全体としての回収率の向上を目的とするものであって、オンライン回答率の向上のみを目的とするものでない。特に、本調査の場合、調査事項が多岐にわたり、経営や栽培の細部にかかる情報が必要となる項目もあるため、全ての調査項目をオンラインで回答するのは難しく、多くの報告者にとっては、紙の調査票を用いて、記入可能な調査事項から順次報告者の都合の良いタイミングで記入する方が回答の負担が少ないのが現状である。そのため、中長期的なオンライン回答率の向上も視野に入れ、報告者の負担軽減に向けてスマート農業技術による新たな方策を検討している現在の取組は課題への対応として適当である。

別紙

調査事項の主な変更

(注) 調査項目が実質的に変更される箇所を抜粋したもの。本申請では、このほかに、調査票上の文言の形式修正も行われる。

1. 調査事項の変更

区分		調査事項
経営統計調査	個人経営体用	【2】損益計算書 ・「ライスセンター・共同選果場の料金」の計上を、「荷造運搬手数料」から「地代・賃借料」に変更
		【8】生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入 ・稲作について「稲（食用）」「稲（飼料用）」「稲わら・ぬか等」の区分の下で項目を再整理
		【10】労働の概要 ・臨時雇用の労働時間について、個人別の記入から男女別の合計記入に変更
		【12】農業生産関連事業収支 ・農業生産関連事業収入について、内訳ごとの把握を廃止し、合計金額のみの把握に変更
法人経営体用		【5】事業経費（製造原価報告書、販売費及び一般管理費） ・経営体の事業内容について、項目の冒頭に配置
		【9】生産概況及び農畜産物収入 ・稲作について「稲（食用）」「稲（飼料用）」「稲わら・ぬか等」の区分の下で項目を再整理
		【12】労働の概要 ・雇用形態別の年齢別農業労働時間について、臨時雇者を除いて把握するよう変更
生産費調査	米生産費調査票 （個別経営体用） （組織法人経営体用）	【3】食用米の生産のために使用した資材等 ・「賃借料及び料金」の内訳として設けていた「もみすり・脱穀賃」を削除し、ライスセンター費、カントリーエレベーター費以外の個人等への委託料の項目として「上記以外の乾燥・調製委託料」を変更
	米生産費調査票 （個別経営体用）	【13】飼料用米の作付状況、費用及び労働時間 ・「その他」の費用に係る記述・表を削除し、「土地改良及び水利費」、「物件税及び公課諸負担」、「建物費」、「自動車費」及び「生産管理費」に変更
	牛乳生産費調査票	【11】搾乳牛等の所有状況 ・牛の転入・転出は、購入・売却以外にも発生することから、正確を期すため「購入・売却（該当に○）」を「異動区分（生産・購入・売却・死亡）」に変更
	子牛生産費・ 育成牛生産費・ 肥育牛生産費調査票	【2】調査対象畜の取引状況 ・牛の転入・転出は、購入・売却以外にも発生することから、正確を期すため「購入・売却（該当に○）」を「異動区分（生産・購入・売却・死亡）」に変更

2. 調査事項の削除

区分		調査事項
経営統計調査	個人経営体用	【2】 損益計算書のうち ・「荷造運賃手数料」における「うち市場手数料」及び「雑費」における「うち交際費」を削除
		【6】 主要農業固定資産の状況のうち ・「自動車・農機具の保有状況」を削除
		【8】 生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入のうち ・「豆類」における「うち小豆」を削除
		【12】 農業生産関連事業収支のうち ・農業生産関連事業支出については、「商品仕入」「材料費」「外注費」「その他」の区分を削除 ・農業生産関連事業の概況、農産加工品の名称を削除
	法人経営体用	【8】 主要農業固定資産の状況のうち ・「自動車・農機具の保有状況」を削除
		【9】 生産概況及び農畜産物収入のうち ・「豆類」における「うち小豆」を削除
		【12】 労働の概要のうち ・「農業従事者の年齢別日数別従事者数」について、臨時雇用者を削除して記入することを明記 ・「雇用形態別の年齢別農業労働時間」について、臨時雇用者を除くとともに、構成員の年齢別農業労働時間を削除
		【13】 農業生産関連事業収支のうち ・農業生産関連事業支出については、「商品仕入」「材料費のうち自家農産物」「外注費」「その他」の区分を削除 ・農業生産関連事業の概況、1年間の農業生産関連事業従事者数、農産加工品の名称を削除
生産費調査	米生産費調査票 (個別経営体用) (組織法人経営体用)	【1】 経営の概況のうち ・「食用米生産における作業委託の状況」について、「育苗」及び「防除」以外の作業委託の数量を削除
	全ての農産物生産費調査票に共通	【4】 物件税及び公課諸負担のうち ・税制改正により自動車取得税が廃止されたため、「自動車取得税」を削除
	全ての畜産物生産費調査票に共通	【4】 物件税及び公課諸負担のうち ・税制改正により自動車取得税が廃止されたため、「自動車取得税」を削除

3. 調査事項の追加

区分		調査事項
生産費調査	全ての農産物生産費調査票に共通	【9】 農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況 ・別途聞き取りで把握していた農機具の車検時に支払う「自動車重量税」及び「自賠責保険」について、修繕費など同様に農機具ごとに記入できるよう記入欄を追加
	全ての畜産物生産費調査票に共通	【9】 農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況 ・別途聞き取りで把握していた農機具の車検時に支払う「自動車重量税」及び「自賠責保険」について、修繕費など同様に農機具ごとに記入できるよう記入欄を追加
	米生産費調査票 (個別経営体用)	【13】 飼料用米の作付状況、費用及び労働時間 ・職員等の聞き取りにより補完していた、生産管理、間接労働の区分を自計報告に追加